

「尾張津島天王祭」打ち上げ花火への協賛寄附金及び募金等のお願い

協賛寄附金 一口 1万円から

- ・打ち上げ花火の際に、祭り会場で協賛者等を披露します。
- ・ケーブルテレビの生放送時に、協賛者等をテロップで披露します。

記念花火(結婚・出産など)

一口 1万円から

- ・打ち上げ花火の際に、祭り会場でメッセージを披露します。
- ・ケーブルテレビの生放送時に、テロップでメッセージを披露します。

募金箱での一般寄附金

- ・市役所、文化会館、神守支所、神島田連絡所、観光交流センター、津島商工会議所、津島総合案内所などに募金箱を設置します。

問合せ 尾張津島天王祭打ち上げ花火推進協議会事務局(産業振興課内)
内線22522・22523



情報公開・個人情報保護制度の実施状況

過去2年間の実施状況を公表します。

情報公開制度

皆さんと市との信頼関係を深めるため、行政情報を広く公開する制度です。
※請求により、市の保有する行政文書の開示を求めることができます。

実施状況	24年度	25年度
請求件数	46	74
処理状況	公開	9
	部分公開	18
	非公開	1
	不存在	17
	取下げ	1
不服申立	なし	

実施機関別の請求件数

実施機関	24年度	25年度
市長	24	25
議長	3	4
教育委員会	3	13
選挙管理委員会	2	4
公平委員会	2	4
監査委員	2	4
農業委員会	2	4
固定資産評価審査委員会	2	4
消防長	2	8
公営企業(上下水道部)	4	4

個人情報保護制度

市が保有する個人情報 を適正に取り扱い、市民の権利利益を保護するための制度です。

※個人情報の本人は、その取扱いの状況を確認するため、自己情報の開示、訂正及び利用停止を求めることができます。

実施状況	24年度	25年度
開示請求件数	30	21
処理状況	開示	22
	一部開示	3
	不開示	1
	不存在	4
取下げ	0	1
訂正の請求	なし	
利用停止の請求	なし	
不服申立	なし	

実施機関別の実施状況

実施機関	24年度	25年度
市長	29	19
農業委員会	1	1
消防長	0	1



問合せ 総務課庶務G 内線2351

平成27年津島市成人式

日時 平成27年1月11日(日)
午前11時(受付は10時15分)

場所 文化会館

対象 平成6年4月2日～7年4月1日生まれの方

その他

・該当する方には、12月上旬に案内状をお送りします。

・他市町村の成人式へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。

問合せ 社会教育課生涯学習G 内線22883



消費生活相談日が増えました

日常生活での疑問やお悩みを専門の相談員がお聞きし、解決の糸口をみつけます。

日時 毎月第1・3金曜日と第2・4水曜日 午後1時30分～4時30分

料金 無料

場所 市役所1階市政相談室
産業振興課商工観光G

問合せ 内線22553

男女共同参画週間

6月23日(月)～29日(日)

家事場のババカマ

男女が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

問合 人権推進課人権同和行政推進G

内線2271

国民健康保険からのお知らせ

所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決められます。

「所得がないから」「所得が少ないから」という理由で申告されないと、国保税の軽減を受けられません。(所得が一定基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。)

また、所得の金額により、高額療養費の自己負担額、入院時の食事代、70歳から74歳の方の医療機関での負担割合などが決まります。

国民健康保険に加入している方は、「所得がない場合」でも必ず所得申告をしてください。

問合 保険年金課国民健康保険G

内線2125～2129

ご存知ですか?福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、保険診療の自己負担額が無料になる制度です。

この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当される方は、早めに手続きをしてください。

問合 保険年金課医療・年金G 内線2123・2124

福祉医療の助成内容

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの	備考
	受給資格	所得等制限			
子ども医療	・0歳児から義務教育就学前(6歳に達する年度末)まで ・入院のみ中学校卒業(15歳に達する年度末)まで(※償還払)	無	医療保険の自己負担額	印鑑、健康保険証	生活保護法など公的の制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません。
	小学校から18歳に達する年度末まで(上記の場合を除く)	有 市民税所得割額5万円以下			
障がい者医療	・身体障害者手帳1級から3級、4級の腎臓機能障害または4級から6級の進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳(A・B判定)の方 ・自閉症状群と診断された方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自閉症状群については医師の診断書	
母子家庭等医療	・18歳に達する年度末までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 ・上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 ・父母のいない18歳以下の児童	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・母子家庭等を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証明書等) ・平成26年1月2日以降に他市町村から転入の方は、前住所地での市町村民税証明書が必要です。	
精神障がい者医療	精神障害者保健福祉手帳に、障がい等級が1級または2級である者として記載されている方(※償還払)	無	精神病床への入院に支払った医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・精神障害者手帳、自立支援医療受給者証の写し	
	自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた方		指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)		
後期高齢者福祉医療	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 ・障がい者、及び母子家庭等の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳に、障がい等級が1級または2級である者として記載されている方 ・市民税非課税世帯に属するねたきりの方及び重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた方(※償還払)	一部有 ・母子家庭等の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・寝たきりの方及び認知症の状態にある方は市民税が非課税の世帯	医療保険の自己負担額ただし自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	印鑑、健康保険証(障がい者の方は障がい者医療と同様、母子家庭等の方は母子家庭等医療と同様、精神障がい者の方は精神障害者手帳、自立支援医療受給者証の写し)	

※償還払・・・一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法。

納税通知書の発送日

平成26年度市民税・県民税の納税通知書の発送日は6月10日となります。

※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合、5月9日に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

問合 税務課市民税G

内線22001～22004

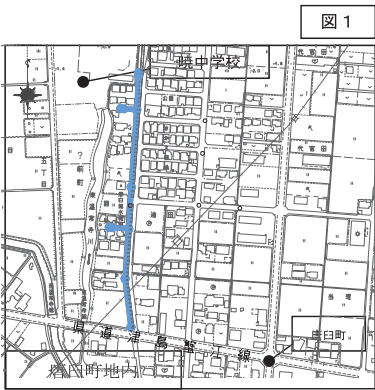
市・県民税の減免を受ける方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は納付前

下水道工事のお知らせ

唐臼町地内外の箇所において下水道管渠新設工事を実施します。また一部の箇所において、工事に伴う上下水道の移転工事も同時に実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の片側交互通行等の交通規制を行います。なお、規制期間については、



に申請手続きをしてください。(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません。)

対象

- 1 6月30日現在において平成26年の所得が平成25年の所得に比べ2分の1以下に減少する方で、平成25年の所得が200万円以下の方
- 2 生活保護を受給されている方
- 3 6か月以上長期療養を要する方で、平成25年の所得が130万円以下の方
- 4 1月2日以後に死亡した方のうち、平成25年の所得が200万円以下の方
- 5 雇用保険法の基本手当の受給資格

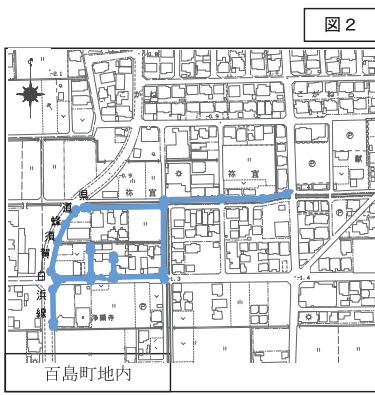
現地案内看板等のお知らせ。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事箇所 唐臼町地内(図1)、百島町地内(図2)

工事期間 平成26年12月1日(月)まで

問合 下水道課下水道G

内線24266・24288



がある方で、扶養する親族などがあり、平成25年の所得が200万円以下の方

6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方

7 障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、平成25年の所得が、135万円以下の方

8 障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、平成25年の所得が135万円以下の方

9 勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日
1に該当する方：7月30日(水)
2～6に該当する方

減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日

7～9に該当する方：6月30日(月)
申請場所 税務課市民税G(市役所2階)

該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。

問合 税務課市民税G

内線22001～22004

**平成26年度市・県民税の主な変更点
均等割税額の変更**

東日本大震災からの復興や地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度まで市・県民税均等割額にそれぞれ500円が加算されます。

均等割額	平成25年度まで	平成26年度から
市民税(年額)	3,000円	3,500円
県民税(年額)	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

*県民税均等割額には、「あいち森と緑づくり税500円(平成30年度まで)」が含まれています。

給与所得控除の上限設定

給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

給与所得者の特定支出控除の見直し

特定支出控除における特定支出に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や図書費、衣服費、交際費などの勤務必要経費(上限65万円)が追加され、また、適用判定基準額が給与所得控除額の総額から2分の1(給与等の収入金額が1500万円を超える場合は125万円)に緩和されました。

ふるさと寄附金の控除額の見直し

平成25年から国税で復興特別所得税が課税されることに伴い、平成26年度から平成50年度までの市・県民税の寄附金税額控除において、復興特別所得税に相当する率(2.1%)を減じて調整することとされました。

問合 税務課市民税G

内線22001～22004

読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。

貸出期間 9月7日(日)まで

貸出日数 7月1日(火)～8月31日(日)は1週間、その他は2週間。

※神守公民館図書室・神島田公民館図書室に課題図書はおりてありません。

予約をして取り寄せてください。

問合 市立図書館 ☎25-2145



本・雑誌の無料配布

6月7日(土)から、図書館で使わなくなった本や雑誌などを無料で配布します。なくなり次第終了します。1人5点まで。

場所・問合 市立図書館

☎25-2145



暴走族追放強調月間

6月1日(日)～30日(月)

「暴走をしない、させない、見に行かない」

暴走族のいないまちづくりに関心と理解を深める運動にご協力をお願いします。

主催 県、県警察本部、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習C) 内線22002

家計調査にご協力ください

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査です。この調査は、わたしたちの暮らしを家計面からとらえるもので、無作為に抽出した世帯に家計簿をつけていただき、その結果を経済政策や社会政策の基礎資料として利用するものです。

調査員が、調査地域内のお宅に伺いますので、ご協力ください。

なお、調査票の記入内容は、統計法に基づき秘密が厳守されます。

問合 愛知県県民生活部統計課物価消費統計G

☎052-95416104

平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査にご協力ください

総務省と経済産業省は、平成26年7月1日に、経済センサス基礎調査と商業統計調査を一体で行います。

経済センサス基礎調査は、すべての事業所及び企業の活動状態、従業者規模等の基本的構造を明らかにすることを目的としています。

商業統計調査は、商業を営む事業所

を対象に、従業者数や年間商品販売額を調査し、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査は、6月中に調査員が事業所及び企業に伺い、調査票をお配りします。支社等を有する事業所及び企業には、国が契約する民間事業者を通じて調査票が郵送されます。回答方法は、調査員へ直接調査票を提出する方法のほか、オンラインによる回答が可能です。

なお、記入内容は、統計法に基づき秘密が厳守されます。

問合 企画政策課行政経営G 内線23002



「子どもの人権110番」強化週間

6月23日(月)～29日(日)

強化週間中は、相談時間を延長し、全国一斉に電話相談を実施します。

いじめ、虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

相談時間

(平日)午前8時30分～午後7時

(土・日)午前10時～午後5時

※なお、強化週間外は平日の午前8時

30分～午後5時15分
相談専用電話

☎0120-0071110

問合 名古屋法務局人権擁護部
☎052-95218111
内線1450



不法就労・不法滞在防止にご協力を！

日本に住む不法滞在者は減少傾向にあります。不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。

事業主のみならずへお願い

外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、外国人登録証明書等の「コピー」ではなく実物で在留資格、在留期間等を確認してください。

問合

【来日外国人に関するもの】

法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904

(IP電話・PHSの場合)

☎03-579667112

【不法滞在情報等事件情報】

津島警察署 ☎24-0110

第56回水道週間

6月1日(日)～7日(土)

おいしいな だじじなお水
くぐくぐり

水道に関するアンケートを市役所、神守支所、神島田連絡所で行います。皆さまのご協力をお願いします。

問合せ 上下水道部管理課管理G
内線2441・2442



津島市教育委員会
特別支援教育相談員の新設について

発達が気になるお子さんの育て方や学校生活などの教育について、専門の市特別支援教育相談員にご相談ください。
対象 就学前のお子さん・小学生・中学生の保護者

内容 お子さんの発達相談
子育てのアドバイス
就学に関する相談
学校生活の相談 など

相談員 特別支援教育士 長谷川修三氏
場所 生涯学習センター 適応指導教室
内(発達相談窓口) 莪原町字椋木5番地

相談日 主に毎週水曜日・金曜日

申込 下記へ問い合わせください。相談料は無料です。

問合せ ☎58-3794 (水・金曜日の午前9時～午後4時)

佐織特別支援学校高等部教育相談会

対象 来年度に、佐織特別支援学校高等部に入学を検討しているお子さんとその保護者の方

開催日 6月18日(水)

場所 佐織特別支援学校(愛西市西川端町)

申込・問合せ 学校に直接電話してください。
☎37-2006-1

※開催日以外の日にも随時相談に応じます

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護されている家族の方
- ・要介護者及び介護者が市民税非課税世帯の方

支給品目

紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウェットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間7万5000円相当分)

実施時期 8月

申込 6月2日(月)～13日(金)に直接下記(土・日曜日は除く)

問合せ 市社会福祉協議会
☎22-4722

児童手当の現況届

現在、手当を受けている方は、前年の所得状況や児童の養育状況等を確認するため、現況届の提出が必要となります。次のとおり手続きをしてください。

※所得が一定額以上の場合、手当額が変更になることがあります。

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受けられない場合があります。

受付期間 6月2日(月)～30日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

受付場所 児童課(市役所2階)

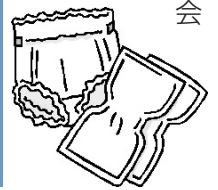
なお、表のとおり出張受付を行いますので、ご利用ください。

※14日(土)・22日(日)は児童科学館のみでの受付となります。

持ち物

- ・受給者あて通知書(現況届)
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・厚生年金等加入の方は受給者の方の健康保険被保険者証の写しまたは、年金加入証明書
- ・振込口座を変更される方は、受給者名義の銀行預金通帳

平成26年1月2日以降に津島市に転入された方は、平成26年度児童手当



用所得証明書(平成26年1月1日に住民票のあった市町村で発行したものの)

問合せ 児童課児童・保育G
内線22222

2024



受付場所	日 程	受付時間
市役所1階 会議室	6月 2日(月)～ 6日(金) 9日(月)～11日(水)・13日(金) 16日(月) 23日(月)～27日(金)・30日(月)	午前9時～午後5時
神守支所	12日(木)・17日(火)	午前10時～午後4時
神島田公民館	18日(水)	午後 1時～午後4時
南文化センター	19日(木)	午後 1時～午後4時
中央公民館	20日(金)	午後 1時～午後4時
児童科学館	14日(土)・22日(日)	午前10時～午後4時